

平成24年4月24日

第2379号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 地籍調査に関する事業計画（234・農山村振興課）……………1
- 建設業の許可の取り消し（235・北秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（236・雄勝地域振興局総務企画部）……………3
- 道路の供用開始（237・秋田地域振興局建設部）……………3
- 道路区域の変更（238・秋田地域振興局建設部）……………4

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可（仙北地域振興局農林部）……………4

### 教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（4・義務教育課）……………5

## 告 示

### 秋田県告示第234号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成24年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行う者の名称  
秋田市
- (2) 調査地域  
秋田市雄和平尾鳥、河辺和田字上野ほか6字
- (3) 調査期間  
平成24年4月16日から平成25年3月29日まで
- 2(1) 調査を行う者の名称  
能代市
- (2) 調査地域  
能代市二ツ井町字槻ノ木ほか11字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3(1) 調査を行う者の名称  
横手市
- (2) 調査地域  
横手市安本、増田町亀田、平鹿町中吉田、雄物川町沼館、大沢、十文字町腕越、梨木、山内南郷字大平ほか35字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 4(1) 調査を行う者の名称  
男鹿市
- (2) 調査地域  
男鹿市北浦相川、船川港船川、船川港金川字姫ヶ沢ほか7字
- (3) 調査期間  
平成24年4月16日から平成25年3月29日まで

- 5(1) 調査を行う者の名称  
湯沢市
- (2) 調査地域  
湯沢市秋ノ宮、皆瀬字御岳下ほか47字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 6(1) 調査を行う者の名称  
鹿角市
- (2) 調査地域  
鹿角市十和田末広、十和田瀬田石、十和田毛馬内字毛馬内沢ほか24字
- (3) 調査期間  
平成24年4月16日から平成25年3月29日まで
- 7(1) 調査を行う者の名称  
由利本荘市
- (2) 調査地域  
由利本荘市湯沢、滝ノ沢、宮沢、矢島町木在、立石、東由利館合、老方字仲ノ沢ほか42字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 8(1) 調査を行う者の名称  
大仙市
- (2) 調査地域  
大仙市強首、九升田、協和船岡、太田町川口、三本扇字高花ほか22字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 9(1) 調査を行う者の名称  
仙北市
- (2) 調査地域  
仙北市角館町西長野字上野、川下田、野田、熊堂
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 10(1) 調査を行う者の名称  
藤里町
- (2) 調査地域  
藤里町粕毛字熊の岱ほか15字
- (3) 調査期間  
平成24年4月16日から平成25年3月29日まで
- 11(1) 調査を行う者の名称  
八峰町
- (2) 調査地域  
八峰町八森、峰浜田中、峰浜水沢、峰浜高野々字上台ほか14字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 12(1) 調査を行う者の名称  
美郷町
- (2) 調査地域  
美郷町金沢西根、黒沢字高野ほか11字
- (3) 調査期間  
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで
- 13(1) 調査を行う者の名称  
羽後町
- (2) 調査地域  
羽後町杉宮字家妻ほか17字
- (3) 調査期間

平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

#### 秋田県告示第235号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年4月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
相馬住宅産業有限会社  
秋田県北秋田市脇神字高村岱128番地1  
取締役 相 馬 金 満  
秋田県知事許可（般-21）第80723号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年4月9日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第236号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年4月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
東建  
湯沢市杉沢字森道下89番地2  
星 宮 正 広  
秋田県知事許可（般-19）第80437号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年4月11日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	北の又井川線	南秋田郡井川町坂本字山崎38番地先から74番2地先まで

- 2 供用開始の期日 平成24年4月24日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成24年4月24日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## 秋田県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田八郎 潟線	南秋田郡五城目町馬場目字蛇喰30番1地先から83番3まで	3.50～22.00	0.220
	新	秋田八郎 潟線	〃	6.00～30.00	0.220

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年4月24日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、比内町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字羽立95番地

菅 原 繁 逸

〃 〃 〃 130番地

菅 原 清 吉

〃 比内町独鈷字独鈷179番地4

小 松 一 美

## 2 就任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字川原岱46番地2

菅 原 博 行

〃 〃 字羽立93番地

藤 原 芳 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 退任理事の住所及び氏名

大仙市大曲字下高畑26番地2

高 橋 周 作

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市清水北部土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項により、仙北平野豊川土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更について、平成24年4月13日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十四日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

## 秋田県教育委員会規則第四号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	計
鹿 角 市	小 学 校	115人	9人	0人	8人	132人
	中 学 校	77人	5人	3人	5人	90人
小 坂 町	小 〃	22人	2人	1人	2人	27人
	中 〃	14人	1人	0人	1人	16人
大 館 市	小 〃	252人	18人	6人	17人	293人
	中 〃	157人	11人	3人	13人	184人
北 秋 田 市	小 〃	147人	14人	3人	9人	173人
	中 〃	78人	5人	2人	7人	92人
上 小 阿 仁 村	小 〃	10人	1人	1人	1人	13人
	中 〃	10人	0人	0人	0人	10人
能 代 市	小 〃	175人	12人	3人	11人	201人
	中 〃	122人	6人	1人	7人	136人
藤 里 町	小 〃	12人	1人	1人	1人	15人
	中 〃	12人	1人	0人	1人	14人
三 種 町	小 〃	64人	6人	2人	3人	75人
	中 〃	43人	3人	0人	4人	50人
八 峰 町	小 〃	30人	3人	0人	3人	36人
	中 〃	21人	2人	1人	2人	26人
秋 田 市	小 〃	813人	48人	21人	41人	923人
	中 〃	523人	22人	11人	26人	582人
男 鹿 市	小 〃	93人	9人	1人	7人	110人
	中 〃	64人	4人	3人	5人	76人
潟 上 市	小 〃	107人	6人	2人	6人	121人
	中 〃	66人	3人	2人	3人	74人
五 城 目 町	小 〃	33人	3人	0人	3人	39人
	中 〃	21人	1人	1人	1人	24人
八 郎 潟 町	小 〃	17人	1人	1人	1人	20人
	中 〃	15人	1人	0人	1人	17人
井 川 町	小 〃	16人	1人	1人	1人	19人
	中 〃	14人	1人	0人	1人	16人
大 潟 村	小 〃	14人	1人	1人	1人	17人
	中 〃	10人	1人	0人	1人	12人
由 利 本 荘 市	小 〃	259人	21人	8人	15人	303人
	中 〃	179人	11人	3人	13人	206人
に か ほ 市	小 〃	92人	7人	3人	7人	109人
	中 〃	61人	3人	1人	3人	68人
大 仙 市	小 〃	275人	22人	5人	20人	322人
	中 〃	187人	12人	3人	13人	215人
仙 北 市	小 〃	101人	7人	2人	5人	115人
	中 〃	72人	5人	1人	5人	83人

美 郷 町	小 学 校	79人	6人	2人	6人	93人
	中 学 校	35人	1人	0人	2人	38人
横 手 市	小 〃	321人	22人	6人	23人	372人
	中 〃	175人	11人	3人	11人	200人
湯 沢 市	小 〃	169人	14人	2人	11人	196人
	中 〃	117人	7人	3人	10人	137人
羽 後 町	小 〃	61人	6人	2人	3人	72人
	中 〃	48人	3人	0人	4人	55人
東 成 瀬 村	小 〃	11人	1人	0人	1人	13人
	中 〃	12人	1人	1人	1人	15人

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の監査負担教職員の数等を定める規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。